

○栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例

平成22年3月29日

条例第187号

改正 平成30年3月16日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木環状線沿道サービス特別用途地区内における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づく建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(栃木環状線沿道サービス特別用途地区内の建築制限)

第2条 栃木環状線沿道サービス特別用途地区内においては、法第48条第11項の制限によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめ栃木市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(平30条例22・一部改正)

(既存建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物については、同項により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、同条の規定にかかわらず、次に定める範囲内において増築し、改築し、又は用途変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積又は建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項又は法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築又は改築後の床面積の合計が基準時における床面積の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築、改築又は用途変更後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- (5) 用途の変更が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項第1号に規定する範囲内であること。

(平30条例22・一部改正)

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が栃木環状線沿道サービス特別用途地区の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該地区に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該地区の外に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、

これらの規定を適用しない。

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反をした場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第6条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例（昭和51年栃木市条例第1号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成30年条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

栃木環状線沿道サービス特別用途地区内の建築物の制限

- 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。）
- 4 次に掲げる事業を営む工場
 - (1) 玩具煙火の製造
 - (2) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
 - (3) 絵具の製造
 - (4) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白

- (5) 骨炭その他動物質炭の製造
- (6) せっけんの製造
- (7) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
- (8) 手すき紙の製造
- (9) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (10) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- (11) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (12) 骨、角、きば、ひづめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (13) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝がらの粉碎で原動機を使用するもの
- (14) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (15) 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鋳造を除く。）
- (16) ガラスの製造又は砂吹
- (17) 金属の溶射又は砂吹
- (18) 鉄板の波付加工
- (19) ドラムかんの洗浄又は再生
- (20) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (21) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの

5 次の表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物

(1)	火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	50キログラム
		爆薬	25キログラム
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管	1万個
		銃用雷管	10万個
		実包及び空包	3万個
		信管及び火管	3万個
		導爆線	1.5キロメートル

	導火線	5キロメートル
	電気導火線	3万個
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。
(2)	マッチ、セルロイド、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス	A/10
(3)	石油類	A
(4)	(1)から(3)までに掲げる危険物以外のもので建築基準法施行令第116条に規定するもの	A/5
<p>この表において、Aは(2)に掲げるものについては、建築基準法施行令第116条第1項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(3)及び(4)に掲げるものについては、同表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表わすものとする。</p>		